

東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクールにおける課題曲演奏の取扱いに関する内規

- 第1条 この規定は、東京都職場・一般吹奏楽連盟コンクール実施規定（以下「実施規定」という）第13条第3項にもとづき、同条第1項の取扱いについて定める。
- 第2条 東京都職場吹奏楽連盟理事長および東京都一般吹奏楽連盟理事長は、以下の各号に定める場合には、実施規定第13条第1項違反（以下「違反」という）の有無について協議する。
- ①東京都職場吹奏楽連盟理事長もしくは東京都一般吹奏楽連盟理事長に対し、特定の団体（以下「当該団体」という）について違反の疑いがあるとの通報があった場合。ただしその通報は、連絡先を明記した文書（ファクシミリを含む）もしくは電子メールによるものに限る。
 - ②前号のほか、東京都職場吹奏楽連盟理事長もしくは東京都一般吹奏楽連盟理事長が、違反の事実があるとの疑いを持った場合。
- 第3条 前条に定める協議は、東京都職場吹奏楽連盟理事長、東京都一般吹奏楽連盟理事長、およびこれらが指名する者によって行う。
- 第4条 第2条に定める協議は、当該団体からの意見聴取、録音の確認その他の方法によって行い、東京都職場吹奏楽連盟理事長および東京都一般吹奏楽連盟理事長はこれらを総合的に判断し、その合議によって違反の有無を判定する。
- 第5条 当該団体について違反の事実があると判定された場合は、当該団体は実施規定第13条第1項にもとづき失格とし、当該団体が東京都吹奏楽コンクールに推薦されていた場合には、その推薦を取り消す。なお東京都吹奏楽コンクールがすでに実施済みの場合には、東京都吹奏楽連盟に対してその事実を伝えるものとする。
- 2 第2条第1号の通報をなした者に対しては、判定の結果を伝えるものとする。
- 第6条 この規定は、東京都職場吹奏楽連盟理事会および東京都一般吹奏楽連盟理事会の議決により改定することができる。

(付則) この内規は、平成24年6月21日から施行する。